

令和4年第1回上里町議会定例会会議録第4号

令和4年3月10日（木曜日）

本日の会議に付した事件

日程第28 （町長提出議案第20号）令和4年度上里町一般会計予算について

日程第29 （町長提出議案第21号）令和4年度上里町国民健康保管特別会計予算について

日程第30 （町長提出議案第22号）令和4年度上里町介護保険特別会計予算について

日程第31 （町長提出議案第23号）令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第32 （町長提出議案第24号）令和4年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第33 （町長提出議案第25号）令和4年度上里町水道事業会計予算について

日程第34 （町長提出議案第26号）令和4年度上里町下水道事業会計予算について

出席議員（14人）

1番 黛 浩之君	2番 高橋茂雄君
3番 高橋勝利君	4番 飯塚賢治君
5番 仲井静子君	6番 猪岡 壽君
7番 齊藤 崇君	8番 植原育雄君
9番 植井敏夫君	10番 高橋正行君
11番 納谷克俊君	12番 沓澤幸子君
13番 高橋 仁君	14番 新井 實君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	山下博一君	副町長	江原洋一君
教育長	埴岡正人君	総務課長	山田隆君
総合政策課長	豊田貴志君	税務課長	須長正実君
くらし安全課長	間々田亮君	町民福祉課長	亀田真司君
子育て共生課長	飯塚郁代君	健康保険課長	及川慶一君
高齢者いきいき課長	間々田由美君	まち整備課長	相馬伸太郎君
産業振興課長	山下容二君	上下水道課長	根岸利夫君
学校教育課長	望月誠君	学校教育指導室長	福島実君
生涯学習課長	金井憲寿君	会計課長	小暮伸俊君

事務局職員出席者

事務局長 宮下忠仁 係長 飯塚剛

◎開 議

午前9時2分開議

○議長（猪岡 壽君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。



◎日程第28 町長提出議案第20号 令和4年度上里町一般会計予算について

◎日程第29 町長提出議案第21号 令和4年度上里町国民健康保険特別会計予算について

◎日程第30 町長提出議案第22号 令和4年度上里町介護保険特別会計予算について

◎日程第31 町長提出議案第23号 令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第32 町長提出議案第24号 令和4年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について

◎日程第33 町長提出議案第25号 令和4年度上里町水道事業会計予算について

◎日程第34 町長提出議案第26号 令和4年度上里町下水道事業会計予算について

○議長（猪岡 壽君） 日程第28、町長提出議案第20号 令和4年度上里町一般会計予算について、日程第29、町長提出議案第21号 令和4年度上里町国民健康保険特別会計予算について、日程第30、町長提出議案第22号 令和4年度上里町介護保険特別会計予算について、日程第31、町長提出議案第23号 令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第32、町長提出議案第24号 令和4年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第33、町長提出議案第25号 令和4年度上里町水道事業会計予算について、日程第34、町長提出議案第26号 令和4年度上里町下水道事業会計予算について、以上の7件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） おはようございます。

御提案申上げました議案第20号 令和4年度上里町一般会計予算について御説明いたします。

初めに、予算編成に対する基本的な方針について御説明いたします。

政府は、令和4年度の予算編成の基本的な方針として、新型コロナウイルス感染症対応に万全を期し、必要な対策を講ずるとともに、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした「新しい資本主義」を実現すべく、「コロナ克服・新時代開拓の

ための経済対策」を策定し、これを速やかに実行していくとしております。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、メリ張りの利いた予算編成を行うとしております。

上里町における令和4年度予算編成に当たりましては、町の将来像である「ひと・まち・自然が共に輝く“ハーモニータウンかみさと”」の実現に主眼を置くとともに、効果的かつ持続可能な行財政運営に向けて主要事業の重点配分や事業規模の見直しなど、新型コロナウイルスの影響を考慮し、歳出予算の適正化を図ったところでございます。

主要事業といたしましては、第5次上里町総合振興計画、上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略に加え、町長公約に関する事業がございますが、令和4年度の特徴といたしましては、児玉工業団地線や神流川リバーサイドロードの重点実施、三田中通り線の交通安全対策、神保原駅北町づくり事業の推進など、町づくりの強化について積極的な予算化を図っております。また、令和3年度に実施いたしました長幡小学校校舎棟・特別教室棟改修工事に併せまして、放課後児童クラブを長幡小学校内に移転し、公設民営化を行いました。

その他の特徴といたしましては、障害福祉サービス費の増額に伴い民生費が増額、統合型校務支援システムの調達業務などにより教育費が増額となっております。また、総合文化センター安全改修工事に伴う緊急防災減災事業債の増額や、長幡小学校校舎棟・特別教室棟改修工事に伴う国土強靱化事業債の増額など、公債費が前年度に続き増額となっております。これら地方債の償還財源といたしまして、減債基金繰入金2億円を計上したところでございます。このように効率的な地方債の発行と減債基金の適切な運用によりまして、社会保障費など町民生活を支えるための財源を確保するとともに、地方交付税総額の維持に努めてまいります。

国内の経済状況は、行動制限の緩和を受けて個人消費が高い伸びとなったほか、設備投資も増加しております。加えて、供給制約の緩和に伴い輸出も増加し、実質GDPは新型コロナ流行前のピークを2.6%下回る水準まで回復したとされております。しかしながら、悲惨な結果をもたらしている違法なロシアのウクライナ侵攻によって世界経済が混乱し、こうした趨勢が中断することも懸念され、予断は許されないものと思料しております。一方で、オミクロン株の感染急拡大など収束の見えない新型コロナウイルスの流行につきましては、我が国の経済面に深刻な影響があるばかりでなく、健康被害防止に向けた衛生面での対応も必要でございます。今後、上里町においても、国や県、近隣自治体と連携を取りながら、迅速かつ柔軟に必要な対策を行ってまいります。

県内の経済状況に目を向けますと、埼玉県経済動向調査によれば、雇用や消費は持ち直しの動きが見られ、消費者物価は上昇に転じつつあるが、生産活動は横ばい傾向、企業倒産は一進一退の動きが見られることから、「県内の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい

状況が続く中、広がりつつあった持ち直しの動きに一部足踏みが見られる」との総合判断がされております。

こうした背景の中、令和4年度歳入予算の特徴といたしましては、歳入の根幹をなす町税において新型コロナウイルスの影響減少を勘案し、前年対比2億104万円の増額を見込み、38億259万5,000円を計上いたしました。

その他特徴的なものを申し上げますと、地方交付税が国税の増加等に伴い前年度比7.7%の増額、国庫支出金が道路関連や新型コロナウイルスワクチン接種関連に係る国庫補助金の増加により前年度比15.5%の増額、繰入金で臨時財政対策債の減額を補うため前年度比59.6%の増額となっております。

以上が、予算編成に関する基本的な方針でございます。

それでは、議案の提案理由説明を申し上げます。

令和4年度上里町一般会計・特別会計予算書の1ページをお開きください。

令和4年度上里町一般会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ96億1,300万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によると規定するものでございます。

第2条、債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」によると規定するものでございます。

第3条、地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によると規定するものでございます。

第4条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定めるものでございます。

第5条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した報酬、給料、職員手当、共済費及び旅費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とすると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに歳入でございますが、款1町税につきましては、新型コロナウイルスの影響減少を考慮いたしまして、前年度より2億104万円増額の38億259万5,000円を計上いたしました。

款2 地方譲与税は、各譲与税額の見込みから、前年度より40万円減額の1億1,200万円を計上いたしました。

款3 利子割交付金から款11地方交付税につきましては、国や県からの情報に加え、令和3年度の決算見込額などから積算を行っております。款3 利子割交付金は、市町村交付金見込額から前年度より20万円減額の170万円、款4 配当割交付金は、前年度と同額の1,200万円、款5 株式等譲渡所得割交付金は、前年度より280万円増額の1,200万円、款6 法人事業税交付金は、前年度より700万円増額の3,500万円、款7 地方消費税交付金は、前年度と同額の5億5,000万円、款8 ゴルフ場利用税交付金は、前年度と同額の800万円、款9 環境性能割交付金は、前年度より200万円増額の1,800万円、款10地方特例交付金は、前年度より1,000円減額の2,400万円、款11地方交付税は、前年度より8,000万円増額の11億2,000万円を計上いたしました。

款12交通安全対策特別交付金は、近年の収入実績などから、前年度より23万6,000円増額の588万円を計上いたしました。

款13分担金及び負担金は、保育所運営費保護者負担金や放課後児童クラブ保護者負担金が主なもので、前年度より410万7,000円増額の6,691万8,000円を計上いたしました。

款14使用料及び手数料は、町営住宅使用料や上里ゴルフ場公園施設管理許可使用料、住宅基本台帳や戸籍事務の手数料が主なもので、前年度より251万9,000円減額の9,790万5,000円を計上いたしました。

款15国庫支出金は、社会福祉費負担金や児童福祉費負担金、道路事業費補助金などが主なものでございまして、社会資本整備総合交付金（道路事業）が増額となったことなどによりまして、前年度より1億8,912万8,000円増額の14億806万1,000円を計上いたしました。

款16県支出金は、国庫支出金と同様に、社会福祉費負担金や児童福祉費負担金のほか、医療保健事業に対する基盤安定負担金や農業補助金などが主なものでございまして、前年度より4,120万2,000円増額の7億7,460万5,000円を計上いたしました。

款17財産収入は、前年度より13万2,000円増額の467万9,000円を計上いたしました。

款18寄附金は、前年度より910万円増額の1,470万円を計上いたしました。

款19繰入金は、項1 基金繰入金といたしまして10億6,680万2,000円を計上いたしました。これは、歳入不足額の補填財源や建設事業費の財源、公債費の財源などを目的といたしまして、各基金からの繰入れを行うものでございます。項2 特別会計繰入金は、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計からの繰入金を各1,000円、合計3,000円を科目設定として予算化するものでございます。繰入金の合計は、前年度より3億9,839万5,000円増額の10億6,680万5,000円となっております。

続いて、4ページを御覧ください。

款20繰越金は1億円を計上いたしました。

款21諸収入は、町税延滞金などに加え、雑入の埼玉県市町村振興協会市町村交付金や、重度医療高額療養費返還金、自治総合センターコミュニティ助成事業助成金などが主なもので、前年度より1,582万円減額の6,205万2,000円を計上いたしました。

款22町債は、臨時財政対策債の減額に伴い、前年度より3億3,520万円減額の3億1,610万円を計上いたしました。

款1町税から款22町債までの歳入合計は、96億1,300万円になりまして、前年度より5億8,100万円の増額でございます。

次に、歳出予算の款項別の金額が5ページからとなっております。

款1議会費は、議会議員報酬や議会だよりの発行など、町議会運営の経費でございますが、令和4年度におきましては、消耗品費の増額などにより、前年度より287万円増額の1億702万4,000円を計上いたしました。

款2総務費は、一般管理給与費や庁舎の管理、情報システムや統計調査など多くの分野の事業がございますが、令和4年度におきましては選挙公営負担金の増額に加え、参議院議員通常選挙、埼玉県議会議員一般選挙の実施が予定されており、項4選挙費が増額となったことなどにより、前年度より489万7,000円増額の13億1,503万円を計上いたしました。

款3民生費は、医療や介護、障害給付などの社会福祉費、児童手当や保育所の運営などの児童福祉費が主なものでございます。令和4年度におきましては、障害福祉サービス費の増額などに伴い、項1社会福祉費が増額となりまして、前年度より4,812万2,000円増額の37億9,849万5,000円を計上いたしました。

款4衛生費は、予防対策事業や上水道経営健全化事業、広域市町村圏組合清掃施設運営負担金などが主な事業でございます。令和4年度におきましては、各種予防接種委託料の減額などにより、項1保健衛生費が減額となりまして、前年度より1,269万円減額の7億2,817万円を計上いたしました。

款5農林水産業費は、農業振興事業や土地改良推進事業、農業委員会の運営などが主な事業となっております。令和4年度におきましては、西部土地改良区補助金の減額などによりまして、前年度より702万7,000円減額の1億6,439万2,000円を計上いたしました。

款6商工費は、商工業振興事業や消費生活対策事業が主な事業でございますが、令和4年度におきましては、指定企業奨励金の増額などによりまして、前年度より1,659万6,000円増額の5,177万9,000円を計上いたしました。

款7土木費は、道路、橋梁の新設や維持管理、公園や町営住宅、上里ゴルフ場の運営などが主な事業となっております。令和4年度におきましては、児玉工業団地線事業、神流リバーサ

イドロード事業の増額などにより、項2道路橋梁費が増額となったことなどによりまして、前年度より3億9,466万2,000円増額の9億5,495万2,000円を計上いたしました。

6ページを御覧ください。

款8消防費は、広域市町村圏組合消防費負担金や災害対策事業、消防団運営事業などが主な事業となっております。令和4年度におきましては、地域防災計画改定業務の増額などによりまして、前年度より561万1,000円増額の4億1,333万8,000円を計上いたしました。

款9教育費は、小中学校の管理や教育振興、学校給食組合への負担金などに加え、社会教育、スポーツの推進や町民体育館、郷土資料館の管理運営など多岐にわたる事業を実施しております。令和4年度におきましては、統合型校務支援システム調達等業務の増額などによりまして、項1教育総務費が増額となり、七本木小学校屋外トイレ改築工事の増額などによりまして、項2小学校費も増額となり、前年度より8,269万円増額の10億4,550万9,000円を計上いたしました。

款10公債費は、総合文化センター安全改修工事に伴う緊急防災減災事業債や長幡小学校校舎棟・特別教室棟改修工事に伴う国土強靱化事業債の償還開始などに伴い、前年度より4,773万円増額の10億1,409万2,000円を計上いたしました。

款11諸支出金は、基金運用利子の積立てが主なもので、現在の基金の運用状況から、前年度より12万2,000円増額の21万9,000円を計上いたしました。

款12予備費は、前年度と同額の2,000万円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同額の96億1,300万円となっております。

次に、7ページは第2表 債務負担行為でございます。

公共用地先行取得事業は、令和4年度に上里町などの依頼に基づき、土地開発公社が先行取得する場合の用地取得に要する費用の債務負担行為でございます。農業近代化資金利子補給は、令和4年度の資金貸付けによる利子補給に係る債務負担行為でございます。男女共同参画推進プラン策定業務委託は、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を531万7,000円とする債務負担行為でございます。

次に、8ページを御覧ください。第3表 地方債でございます。

庁舎管理事業は、非常照明蓄電池設備修繕に係る地方債でございます。総務関係の地方債として470万円を限度額とするものでございます。旧コミュニティセンター管理事業は、解体工事設計に係る地方債でございます。総務関係の地方債として270万円を限度額とするものでございます。男女共同参画推進センター運営事業は、空調設備改修工事設計に係る地方債でございます。民生関係の地方債として380万円を限度額とするものでございます。

次に、道路維持補修事業4,270万円、児玉工業団地線事業4,170万円、神流リバーサイドロー

ド事業1,470万円は、土木関係の地方債としてそれぞれ限度額を定めるものでございます。小学校管理運営事業は、七本木小学校屋外トイレ改築工事に係る地方債でございます。教育関係の地方債として3,580万円を限度額とするものでございます。臨時財政対策債は、国の地方債計画などにより、1億7,000万円の限度額といたしました。合計で3億1,610万円となっております。

起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行によるものとし、利率は4.0%以内といたしますが、ただし書で、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率と規定しております。

償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上、令和4年度の予算編成方針及び一般会計予算の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続いて、御提案申し上げます議案第21号 令和4年度上里町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

恐れ入ります、予算書の11ページを御覧ください。

令和4年度上里町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億2,887万8,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によると規定するものでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第3条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と規定するものでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計の概要について御説明申し上げます。

令和4年度は国保広域化の5年目となります。引き続き、上里町は埼玉県と共同保険者となり、県が定める運営方針に基づき共通の認識の下、安定的な運営を行ってまいります。埼玉県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図っております。町は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収といった業務を担ってまいります。

12ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

款1 国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者などの医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分と滞納繰越分になります。前年度より6,553万2,000円増額の5億6,221万8,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、令和4年度の税率改定によるものでございます。

款2 使用料及び手数料は、国民健康保険の資格の証明手数料及び国民健康保険税の督促手数料について、科目設定として2,000円を計上いたしました。

款3 国庫支出金は、災害臨時特例補助金について、科目設定として1,000円を計上いたしました。

款4 県支出金は、保険給付費の交付金などがございます。前年度より6,253万7,000円増額の22億2,828万4,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、県の推計により町の歳出である保険給付費の増額が見込まれることから、普通交付金につきましても同程度の増額となっております。

款5 財産収入は、国保基金の利子収入について、科目設定として1,000円を計上しております。

款6 繰入金は、保険基盤安定分や職員給与費などに対する一般会計や、国保基金からの繰入金などがございます。前年度より4,136万4,000円減額の3億3,336万1,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、その他一般会計繰入金の減額によるものでございます。

款7 繰越金は、前年度と同様に科目設定として1,000円を計上いたしました。

款8 諸収入は、国民健康保険税の延滞金や過料、預金利子、雑入などで前年度と同様の510万円を計上いたしました。

歳入合計は、31億2,887万8,000円になりまして、前年度よりも8,670万5,000円の増額となっております。

次に、13ページを御覧ください。

歳出につきまして御説明申し上げます。

款1 総務費は、前年度より74万2,000円減額の6,725万7,000円を計上いたしました。項1 総務管理費は、職員給与費、レセプト点検員給与費、電算事務委託などの事務経費や、埼玉県国保連合会に対する負担金などで6,201万2,000円を計上いたしました。項2 徴税费は、国民健康保険税の賦課徴収に係る事務経費として472万3,000円を計上いたしました。項3 運営協議会費は、国民健康保険運営協議会の委員報酬などの事務経費31万7,000円を計上いたしました。項4 趣旨普及費につきましては、エイズ予防対策やインフルエンザ予防対策のパンフレット代など20万5,000円を計上いたしました。

款2 保険給付費は、前年度より7,190万8,000円増額の21億9,572万9,000円を計上いたしました。項1 療養諸費は、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費・療養費及び審査支払手数料となりまして、19億91万6,000円を計上いたしました。項2 高額療養費は、一般被保険者・退職被保険者などを含め2億8,347万4,000円を計上いたしました。項3 移送費は、病気やけがなどのため、移動が困難な患者が、医師の指示により入院や転院した場合に審査を行って、必要と認めた場合に支給するもので、3万3,000円を計上いたしました。項4 出産育児諸費は、出産育児一時金などで840万5,000円を計上いたしました。項5 葬祭諸費は、葬祭費交付金として260万円を計上いたしました。項6 傷病手当金は、給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症の感染等による療養のため、労務に服することができない場合に支給するもので、30万1,000円を計上いたしました。

これら保険給付費は、県が示す上里町の医療費推計を参考にし、計上するものでございますが、全体的に増額となっております。主な要因といたしましては、加入者数は減少しているものの1人当たりの医療費が増加していることによるものでございます。

款3 国民健康保険事業費納付金は、県が示す保険料収納必要総額を基に上里町が負担する分の納付金でございます。前年度より1,683万2,000円増額の8億1,817万5,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、県試算に基づく医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の推計結果などにより県全体の納付額が増額となっていることから、これに応じて上里町の納付金額に影響があったものでございます。

款4 共同事業拠出金は、国保連合会への退職医療制度の対象者把握のための拠出金として1,000円を計上いたしました。

款5 保健事業費は、前年度より131万5,000円減額の4,039万1,000円を計上いたしました。項1 保健事業費は、健康づくりのための講師謝礼や人間ドックなどの予防検診補助金として1,458万8,000円を計上いたしました。項2 特定健康診査等事業費は、集団健診や個別健診の経費として2,580万3,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による健診実施数の減少などによるものでございます。

款6 基金積立金は、国民健康保険財政調整基金への積立金として2,000円の科目設定となります。

款7 諸支出金は、前年度より2万2,000円増額の432万3,000円を計上いたしました。主な内容ですが、項1 償還金及び還付加算金は、一般被保険者と退職被保険者の保険税還付金、還付加算金、過年度の保険給付費交付金償還金の科目設定などで432万2,000円を計上いたしました。項2 繰出金は1,000円の科目設定になります。

14ページを御覧ください。

款 8 予備費は、前年度と同額の300万円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同額の31億2,887万8,000円となっております。

以上、令和4年度上里町国民健康保険特別会計予算の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、御提案申し上げます議案第22号 令和4年度上里町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

恐れ入ります、予算書の17ページを御覧ください。

令和4年度上里町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億3,878万7,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によると規定するものでございます。

第2条、債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」によると規定するものでございます。

第3条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第4条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と規定するものでございます。

続きまして、介護保険特別会計の概要につきまして御説明申し上げます。

18ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

款 1 介護保険料は、現年度賦課分 4 億9,024万3,000円、滞納繰越分188万円を見込みまして、前年度より1,284万9,000円増額の 4 億9,212万3,000円を計上いたしました。

款 2 国庫支出金は、前年度より3,143万1,000円増額の 3 億9,673万8,000円を計上いたしました。項 1 国庫負担金は、介護給付費に厚生労働大臣が定める係数を乗じた額で 3 億4,661万2,000円を計上いたしました。項 2 国庫補助金は、調整交付金や地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金などになりまして、5,012万6,000円を計上いたしました。

款 3 支払基金交付金は、介護給付費と地域支援事業費の27%が社会保険診療報酬支払基金から一律に第2号被保険者分として交付されるもので、前年度より4,682万7,000円増額の 5 億

4,297万3,000円を計上いたしました。

款4 県支出金は、前年度より2,879万円増額の3億437万2,000円を計上いたしました。項1 県負担金は、厚生労働大臣が定める係数を介護給付費に乗じた額で、2億8,819万円を計上いたしました。項2 県補助金は、地域支援事業交付金、介護人材確保支援事業補助金で1,618万2,000円を計上いたしました。

款1の増額に関しましては、第1号被保険者の増加によるもので、款2から款4の増額に関しましては介護給付費等の増加によるものとなっております。

款5 繰入金は、前年度より6,156万8,000円増額の4億255万円を計上いたしました。項1 一般会計繰入金は、介護給付費、地域支援事業費の町負担分及び低所得者保険料軽減分と事務費分で3億6,749万1,000円を計上いたしました。項2 基金繰入金は、3,505万9,000円を計上いたしました。

款5の増額に関しましては、介護給付費の増額が主な理由となっております。

款6 繰越金は、科目設定として1,000円を計上いたしました。

款7 諸収入は3万円を計上し、項1 延滞金、加算金及び過料は前年同様1,000円の科目設定、項2 雑入は、第三者納付金等で2万9,000円を計上したところでございます。

歳入合計は21億3,878万7,000円になりまして、前年度より1億8,146万9,000円の増額となっております。

次に、19ページを御覧ください。

歳出につきまして御説明申し上げます。

款1 総務費は、前年度より26万8,000円減額の7,675万4,000円を計上いたしました。項1 総務管理費は、会計年度任用職員の給与費、介護保険事業運営に係る事務経費として4,405万5,000円、項2 徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る事務経費として222万9,000円、項3 介護認定審査調査費は介護認定審査に係る事務経費、介護認定調査員の給料等として3,031万6,000円、項4 趣旨普及費は、町民への介護保険制度の周知に係る経費として15万4,000円をそれぞれ計上しております。

款2 保険給付費は、前年度より1億7,298万2,000円増額の19億5,323万5,000円を計上いたしました。項1 介護サービス等諸費は、要介護1から5の被保険者が受けるサービス費のうち保険者が負担するもので18億1,357万9,000円、項2 介護予防サービス等諸費は、要支援1、2の被保険者が受けるサービス費のうち保険者が負担するもので3,451万4,000円、項3 高額介護サービス等費は3,902万3,000円、項4 高額医療合算介護サービス等費は623万7,000円、項5 審査支払手数料は国民健康保険団体連合会に支払う手数料で100万9,000円、項6 特定入所者介護サービス等費は、5,887万3,000円をそれぞれ計上しております。

款3 基金積立金は、科目設定として1,000円を計上いたしました。

款4 地域支援事業費は、前年度より865万5,000円増額の1億779万4,000円を計上いたしました。項1 包括的支援事業・任意事業費は5,001万7,000円、項2 介護予防・日常生活支援総合事業費は5,777万7,000円を、それぞれ計上いたしました。

款5 諸支出金は、前年度より10万円増額の50万3,000円を計上いたしました。項1 償還金及び還付加算金は50万2,000円を計上し、項2 繰出金は1,000円の科目設定となっております。

款6 予備費は、前年度同様50万円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同額の21億3,878万7,000円となっております。

次に、20ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為につきまして御説明申し上げます。

上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定等業務委託は、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を577万5,000円とする債務負担行為でございます。

以上、令和4年度上里町介護保険特別会計予算の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続いて、御提案申し上げます議案第23号 令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

恐れ入ります、予算書の23ページをお開きください。

令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,088万1,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によると規定するものでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の概要について説明申し上げます。

24ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

款1 後期高齢者医療保険料は、現年度分と滞納繰越分を含め、前年度より3,959万6,000円増額の2億6,259万円を計上いたしました。予算編成に当たっては、保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合において見込まれた数値を基に計上いたしました。県・広域連合では、令和4年度、5年度の保険料の改定により、所得割率及び均等割額の増額を行いました。この結果、県全体の1人当たり保険料は8万1,547円となっております。町の予算編成に当たっては、1人当たりの保険料見込額は6万3,291円、被保険者数を4,157人で見込んだ保険料に、予定収納率99.36%で算出しております。増額の主な要因は、所得割率及び均等割額の増、また被保険

者数の増加による影響が上げられます。

款 2 使用料及び手数料は、保険料の納付証明手数料として1,000円を計上いたしました。

款 3 繰入金は一般会計からの繰入金で、前年度より1,588万6,000円増額の9,665万1,000円を計上いたしました。広域連合会への事務費分、保険基盤安定繰入金分となります。

款 4 繰越金は、令和 3 年度の繰越金として50万円を計上いたしました。

款 5 諸収入は、前年度より68万9,000円減額の1,113万9,000円を計上いたしました。項 1 延滞金、加算金及び過料と、項 2 預金利子は科目設定となります。項 3 受託事業収入は、町が実施する健康診査に係る広域連合からの受託料でございます。項 4 雑入は、保険料の還付返還金や広域連合からの補助金となっております。

歳入合計は 3 億7,088万1,000円になりまして、前年度より5,479万3,000円の増額となっております。

次に、25ページを御覧ください。

歳出について御説明申し上げます。

款 1 総務費は、前年度より301万9,000円増額の2,275万9,000円を計上いたしました。項 1 総務管理費は、健康診査のための委託料、人間ドック補助金や事務経費などとなります。項 2 徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務経費となります。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度より5,177万4,000円増額の 3 億4,671万円を計上いたしました。主な内容は、広域連合への共通経費負担金、保険料分の納付金、保険基盤安定分などとなっております。増額の主な要因は、保険料負担分の増加によるものでございます。

款 3 諸支出金は、保険料の還付金及び還付加算金、一般会計への繰出金として91万2,000円を計上いたしました。

款 4 予備費は、前年度と同額の50万円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同額の 3 億7,088万1,000円となっております。

以上、令和 4 年度上里町後期高齢者医療特別会計予算の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、御提案申し上げます議案第24号 令和 4 年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

恐れ入ります、予算書の29ページをお開きください。

令和 4 年度上里町農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,168万8,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」によると規定するものでござい

ます。

第2条、債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」によると規定するものでございます。

第3条、地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によると規定するものでございます。

30ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

款1 分担金及び負担金は、農業集落排水施設の接続に伴う受益者分担金で、前年度と同額の25万円を計上いたしました。

款2 使用料及び手数料は、前年度より8万6,000円増額の263万4,000円を計上いたしました。

款3 繰入金金は、一般会計からの繰入金といたしまして、前年度より254万5,000円減額の1,120万3,000円を計上いたしました。

款4 繰越金は、前年度繰越金としまして前年度と同額の10万円を計上いたしました。

款5 諸収入は、預金利子として前年度と同額の1,000円を計上いたしました。

款6 町債は、公営企業会計適用債として前年度から皆増の750万円を計上いたしました。

歳入合計は、2,168万8,000円になりまして、前年度より504万1,000円の増額となっております。

次に、31ページを御覧ください。

歳出につきまして御説明申し上げます。

款1 事業費は、農業集落排水の施設、設備に係る維持管理事業費、新たに公営企業会計移行支援業務委託といたしまして、前年度より504万1,000円増額の1,631万7,000円を計上いたしました。

款2 公債費は、平成11年度から平成15年度までの借入金に対する償還金といたしまして、前年度と同額の537万1,000円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同じく504万1,000円増額の2,168万8,000円となっております。

次に、32ページを御覧ください。

債務負担行為につきまして御説明いたします。

令和6年度から公営企業会計に移行するため、公営企業会計移行支援業務委託を令和4年度から令和5年度までの期間、限度額1,441万円とする債務負担行為でございます。

次に、33ページを御覧ください。

地方債につきまして御説明申し上げます。

債務負担行為を行います業務委託に対し公営企業適用債を起債できることから、限度額を750万円と定めるものでございます。

以上、令和4年度上里町農業集落排水事業特別会計予算の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、御提案申し上げます議案第25号 令和4年度上里町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

恐れ入ります、予算書の37ページをお開きください。

第1条、令和4年度上里町水道事業会計予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は次のとおりとするものでございます。

(1)給水戸数は1万3,511戸を予定しております。(2)年間給水量は362万7,000立方メートルでございます。(3)1日平均給水量は9,937立方メートルでございます。(4)主な建設改良事業は、イ、配水管布設工事等で1億1,369万3,000円、ロ、老朽管更新事業で6,550万8,000円、ハ、浄水場更新工事で2,219万8,000円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収益的収入ですが、第1款事業収益は5億9,473万8,000円になります。前年度より5,094万5,000円の増額となります。内訳でございますが、第1項給水収益の柱である水道料金や加入金などの営業収益は5億4,280万2,000円で、前年度より5,500万7,000円の増額となります。第2項他会計補助金や長期前受金戻入などの営業外収益は5,193万5,000円で、前年度より406万2,000円の減額となります。第3項特別利益は1,000円で科目設定になります。

次に、収益的支出でございますが、第1款事業費は4億8,735万5,000円になります。前年度より458万8,000円の減額となります。内訳でございますが、第1項水道施設の維持管理や減価償却費などの営業費用は4億4,276万8,000円で、前年度より52万2,000円の増額となります。第2項企業債利息や消費税納付などの営業外費用は3,658万7,000円で、前年度より511万円の減額となります。第3項不納欠損などの特別損失は400万円で、前年度と同額になります。第4項予備費は400万円で、前年度と同額となります。

38ページを御覧ください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を次のとおりと定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,353万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,990万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億3,397万6,000円及び繰越利益剰余金処分額3,965万5,000円で補填するものでございます。

資本的収入でございますが、第1款の資本的収入は2億8,978万3,000円で、前年度より4,877万6,000円の増額となります。内訳でございますが、第1項企業債2億4,120万円で、前年度より4,900万円の増額となります。第2項補助金2,196万8,000円で、前年度より1,583万9,000円の減額となります。第3項負担金2,661万5,000円で、前年度より1,561万5,000円の増額となります。

次に、支出でございますが、第1款の資本的支出は4億8,332万1,000円で、前年度より5,614万5,000円の増額となります。内訳でございますが、第1項水道管布設工事や浄水場工事などの建設改良費は2億5,619万6,000円で、前年度より1億284万1,000円の増額となります。第2項企業債償還金は2億2,712万5,000円で、前年度より4,669万6,000円の減額となります。

39ページを御覧ください。

第5条は企業債で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるものでございます。

起債の目的は、建設改良事業に限度額2億1,120万円、資本費平準化債に限度額3,000万円の合計2億4,120万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法は、いずれも記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金の限度額は1億5,000万円と定めるものでございます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。(1)営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用、(2)建設改良費、企業債償還金間の流用でございます。

40ページを御覧ください。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、(1)職員給与費4,729万4,000円、(2)交際費1万円については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないと規定するものでございます。

第9条、繰越利益剰余金のうち、3,965万5,000円を減債積立金に処分するものでございます。

第10条、棚卸資産購入限度額は、881万円と定めるものでございます。

以上、令和4年度上里町水道事業会計予算の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、御提案申し上げます議案第26号 令和4年度上里町下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書43ページをお開きください。

第1条、令和4年度上里町下水道事業会計予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は次のとおりとするものでございます。(1)接続戸数は1,071戸を予定しております。(2)年間有収水量は38万6,500立方メートルでございます。(3)1日平均有収水量は1,059立方メートルでございます。(4)主な建設改良事業は污水管渠築造事業で、1億2,931万1,000円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収益的収入は、第1款下水道事業収益は2億4,134万6,000円になります。前年度より565万3,000円の増額となります。内訳でございますが、第1項下水道使用料と他会計負担金などの営業収益は7,363万1,000円で、前年度より280万4,000円の増額となります。第2項他会計補助金や長期前受金戻入などの営業外収益は1億6,771万4,000円で、前年度より284万9,000円の増額となります。第3項特別利益は1,000円で科目設定となります。

次に、収益的支出でございますが、第1款下水道事業費用は2億3,728万7,000円で、前年度より491万4,000円の増額となります。内訳でございますが、第1項管渠維持管理費や減価償却費などの営業費用は1億9,709万円で、前年度より663万4,000円の増額となります。第2項企業債利息などの営業外費用は3,919万6,000円で、前年度より172万円の減額となります。第3項特別損失は1,000円で科目設定となります。第4項予備費は100万円で前年度と同額となっております。

44ページを御覧ください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおりと定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,245万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,312万1,000円及び過年度分損益勘定留保資金1,206万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金5,727万7,000円で補填するものでございます。

資本的収入でございますが、第1款の資本的収入は2億8,967万4,000円になります。前年度より1億672万1,000円の増額となります。内訳といたしましては、第1項企業債は1億9,120万円で、前年度より7,170万円の増額となります。第2項国庫補助金は4,450万円で、前年度より2,850万円の増額となります。第3項分担金及び負担金は388万8,000円で、下水道受益者負担金になります。前年度より5,000円の増額となっております。第4項出資金は939万8,000円で一般会計からの出資になります。前年度より1,661万8,000円の減額となります。第5項他会計補助金は1,839万4,000円で一般会計からの補助金になります。前年度より84万円の増額となります。第6項他会計負担金は2,229万4,000円で皆増となっております。これは埼玉県の道路工事による移設に伴う負担金となります。

次に、支出でございますが、第1款の資本的支出は3億7,213万3,000円で、前年度より9,827万7,000円の増額となります。内訳でございますが、第1項建設改良費は2億5,030万

9,000円で、前年度より9,303万7,000円の増額となります。第2項企業債償還金は1億2,182万4,000円で、前年度より524万円の増額となります。

45ページをお願いいたします。

第5条は企業債で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めるものでございます。

起債の目的は、公共下水道事業に限度額1億2,410万円、流域下水道事業建設負担金に限度額3,710万円、資本費平準化債に限度額3,000万円の合計1億9,120万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法は、いずれも記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金の限度額は1億5,000万円と定めるものでございます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。(1)営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用、(2)建設改良費、企業債償還金の間流用でございます。

46ページを御覧ください。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費3,222万円については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならないと規定するものでございます。

以上、令和4年度上里町下水道事業会計の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） 暫時休憩いたします。再開は10時40分からとします。

午前10時23分休憩

午前10時40分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、担当課長より詳細説明を求めます。なお、着座にての説明を許可いたします。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 豊田貴志君詳細説明〕

○議長（猪岡 壽君） 以上をもちまして、令和4年度上里町一般会計予算について、令和4年度上里町国民健康保険特別会計予算について、令和4年度上里町介護保険特別会計予算について、令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について、令和4年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について、令和4年度上里町水道事業会計予算について、令和4年度上里

町下水道事業会計予算についての提案理由の説明及び議案の説明を終わります。



◎散 会

○議長（猪岡 壽君） 本日は以上をもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時16分散会